

## G20首脳会合期間中における社会活動制限の実施（州知事通達）

令和4年10月27日（総22第68号）

在デンパサール日本国総領事館

- 25日、バリ州知事は、G20首脳会合期間中における活動制限に関する州知事通達を発出しました。
- 11月12日から17日の期間、バリ州の一部地域で交通規制が行われます。
- 11月12日から17日の期間、バリ州の一部地域で全ての教育機関の授業は対面からオンライン授業に変更され、オフィス業務は在宅勤務となります。

1. 11月25日、バリ州知事は11月12日から11月17日までのG20首脳会合期間中における活動制限に関する新たな通達（州知事通達第35425号）を発出しました。

2. 活動制限の概要は以下のとおりです。

（1）クタ、南クタ、バドゥン、南デンパサールでは、医療施設以外の教育、政府機関及び企業でのオフィス業務、伝統行事、宗教行事を対象に11月12日から17日の期間に活動制限が実施される。

（2）11月12日から17日の期間、クタ、南クタ、バドゥン、南デンパサールでの教育活動は小学校、中学校、高校、専門学校、大学の全てを対象にオンラインで実施する。オフィス業務は在宅勤務とする。

（3）以下のG20首脳会合会場へ向かう全ての道路は規制される。

ア 11月12日から17日の期間

Hotel Apruva Kempinski へ向かう道路

イ 11月12日から17日の期間

ITDC Nusa Dua へ向かう道路

ウ 11月12日から17日の期間

バリマンダラ高速道路

エ 11月15日

GWK (Garuda Wisnu Kencana Cultural Park) へ向かう道路

オ 11月12日から17日の期間

マングローブ植林場へ向かう道路

3. 規制の詳細に関しましては、新たな情報が明らかになり次第、当館からも更新情報を発信致します。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に

つとめていただくと共に、上記規制期間中に当地への旅行を検討されている方はご注意ください。